

# 仕 様 書

## 1 事業名

海外旅行会社へのセールス活動支援事業

## 2 事業目的

北陸新幹線開業により海外からの県内入込者数が増加し、観光事業者のインバウンドに期待する声が高まっている。一方、海外旅行会社と県内事業者の結びつきが弱く、さらにインバウンドを増やしていくためには、事業者が海外に出向き現地旅行会社と直接商談する必要がある。

今後、インバウンド誘客に積極的な事業者の成功事例をつくり、県内事業者へその成功事例を横展開していくため、今年4月から小松空港に直行便が就航している香港において、官民一体となって海外旅行会社へのセールス活動を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 事業内容

### (1) 県および県内事業者による海外旅行会社へのセールス活動

#### (ア) 支援対象となる県内事業者の選定

- ・海外旅行会社へのセールス活動の支援対象となる県内事業者を10社選定すること。
- ・支援する事業者の種別（宿泊施設、交通・観光事業者、県内DMO等を想定）は問わないが、インバウンド誘客に積極的な宿泊施設を少なくとも5社以上含めること。
- ・選定は公募によるものとし、方法は問わないが広く周知を行うこと。希望する事業者が10社に満たない場合は、県と相談の上、個別に声かけをするなど工夫を行うこと。
- ・公募を行うにあたって、県内事業者の選定基準を設け、支援対象となる候補事業者10社の選定を行うこと。ただし、選定基準や最終的な支援対象事業者は、県と相談の上で決定することとする。

なお、県内事業者が応募するにあたっては、インバウンド誘客の取組み状況や令和8年度以降のセールス活動計画・目標等を提出することを条件に含め、選定にあたっての判断材料とすること。

#### (イ) 海外旅行会社へのセールス活動

- ・(ア) で選定された県内事業者10社および県職員2名を帯同し、海外旅行会社へのセールス活動を年度内に2回行うこと。基本的には3泊4日で渡航することとし、福井から添乗を行うこと。訪問日程は県と相談の上、決定すること。
- ・訪問先は2回とも香港とし、1回の渡航につき現地旅行会社10社程度にセールス活動を行うこと。基本的には1回目に訪問した旅行会社と同じ旅行会社へ訪問することとするが、より成約につなげやすい訪問先の選定方法があればこの限りでない。
- ・訪問先旅行会社の選定にあたっては、福井県への送客が期待される旅行会社を選定することとし、その選定手法についても提案を行うこと。また、アポイント調整やスケジュール作成、参加事業者への周知は全て受託事業者が行うほか、訪問する旅行会社の得意とする顧客や対応予定者の所属・担当業務、求めている情報などを事前に把握

- し、参加事業者へ周知すること。
- ・セールス活動の実施にあたっては、訪問先旅行会社が普段から取り引きしている国内のランドオペレーターと連携することとし、香港からの旅行商品造成や送客の実現性を高めるための手法を企画提案書に記載すること。
  - ・現地旅行会社へのセールス活動を行う前に、参加事業者に対して売込み方のコツや提案資料作成等のアドバイスを行うこと。なお、参加事業者からセールス活動に関する質問があった場合は受託事業者が適宜対応することとし、必要に応じて県に相談すること。
  - ・添乗員および通訳者を各1名以上つけること。添乗員が通訳もできる場合は、添乗と通訳を兼ねることも可とする。
  - ・参加事業者および県職員の現地移動にかかる全ての費用（空港からの送迎も含む）は本事業費に含め、専用車両で移動を行うこと。
  - ・参加事業者10社の国内移動費（福井～空港）、航空券代、現地宿泊費（3泊分）、食糧費は各参加事業者による負担とする。ただし、参加事業者から航空券の発券や現地宿泊場所の選定・予約等についての対応を依頼された場合は協力すること。
  - ・県職員2名の国内移動費（福井～空港）、航空券代、現地宿泊費（3泊分、朝食付）は本事業費に含めること。
  - ・セールス活動後に事業者および訪問した海外旅行会社へのフォローアップを行い、福井県を含む旅行商品の造成状況や各事業者の商談結果等を取りまとめて県に報告すること。

## （2）県内事業者の独自活動に対する支援

- ・（1）（ア）で選定された県内事業者が（イ）に掲げる海外旅行会社との商談を有利に進めるために行う独自活動に対する助成金の支給事務を行うこと。助成金事務局業務は、申請・実績報告の受付、確認、支給、問合せ対応、周知案内等の一連の業務を委託する。
  - ①対象事業者
    - （1）（ア）で選定された県内事業者10社
  - ②支給額
    - 上限額100万円／1社、支給割合1／2
  - ③対象経費
    - ・多言語で自社施設を紹介するプロモーションツール（動画・パンフレット等）の制作費
    - ・海外旅行会社のホームページ等に、自社施設の紹介や旅行商品の特集する記事の掲載費
    - ・その他、海外旅行会社との商談を有利に進めるため、必要となる経費
  - ※対象となる経費は適宜県と相談の上で決定すること。なお、本事業のセールス活動に伴う旅費は支給対象に含まない。
  - ④募集期間
    - 県内事業者の選定後から令和8年2月末まで申請受付、令和8年3月中旬まで事業者からの実績報告を受付、3月末までに審査・支給を終え報告完了すること。
    - ※募集期間は支援対象となる事業者の意向も踏まえた上で、協議により調整する。

## ⑤申請方法

支援対象となる県内事業者から受託事業者へ申請書を提出すること。

## ⑥事務局体制の構築

- ・業務の実施にあたって、事務局となる場所、人員、設備、備品等を確保し、受託者および県が執行管理できる事務局体制を構築すること。
- ・助成対象となる事業者から問い合わせがあった場合、速やかに対応できる体制とすること。対応期間は、委託期間満了日までの平日9時から17時までとする。
- ・個人情報流出することがないよう十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ体制を構築すること。
- ・事務局には、原則、業務責任者（県との連絡責任者を兼ねる）1名を常駐させるとともに、情報セキュリティ責任者1名（兼務可）を配置すること。責任者が不在の場合は代理を立て、業務に支障がないようにすること。
- ・本業務専用の口座を開設し、助成金の給付がすべて完了するまで適切に管理すること。
- ・口座の出納状況および残高等は、適宜報告が可能な状態にすること。

## ⑦申請書および実績報告書の受付・審査等

- ・提出先は、受託者が開設する事務局とし、電子メールおよび郵送の両方を受け付けること。
- ・受付簿を作成し、県に求めに応じて申請状況を報告すること。
- ・提出された申請書および実績報告書に受付印の押印・記入を行い、県が作成する別紙「海外旅行会社へのセールス活動支援事業 助成金交付要項」を参照し、適正に内容および添付書類の確認・審査を行うこと。
- ・申請書および実績報告書に記入されている事項や添付書類に不備・疑義がある場合には、申請者および実績報告者に対して電話等での問い合わせや修正、提出の依頼など必要な対応を行うこと。
- ・申請および実績報告の内容に不備がない場合の受付から審査完了までの標準処理期間（概ね一週間程度を想定）を県と協議の上で定め、期間内に審査を終えるよう努め、審査結果の承認を県へ求めること。

### ア 申請や実績報告の内容に係る確認

- i 本事業の助成金対象経費に明らかに該当しない事業内容は除外すること。
- ii 申請や実績報告の内容について、判断に迷う案件は県に相談すること。
- iii 県が受託者の確認結果を最終的に審査の上、支給を決定し、受託者に審査結果を知らせるものとする。
- vii その他、県が定める助成金交付要項に基づき業務を適切に執行すること。

### イ 審査結果の通知

審査が完了した場合は、速やかに審査結果を申請者や実績報告者あて通知し、不支給の場合には理由を付して通知すること。また、取り下げの場合には、申請書や実績報告書一式を提出者あて返送すること。

## ⑧助成金の支給

- ・⑦イの実績報告にかかる審査結果の通知後に、速やかに助成金の支給を行うこと。また、支給件数を集計し、県の求めに応じて報告すること。

#### ⑨支援対象事業者への案内

- ・支援対象となる事業者10社に対して、助成金に係る案内を適切に行い、助成金の活用有無の意向確認を行うこと。なお、助成金の活用有無は支援対象となる各事業者の判断とする。

### 5 実績報告書の提出

業務終了後、速やかに実績報告書を電子データで提出すること。実績報告書には下記内容を必ず含めることとする。また、助成金事務に係る原資の支給や、振込手数料支払いの結果報告書についても、実績報告書とあわせて提出の上、これら資金の精算を行うこと。

- ・支援対象となった県内事業者の選定概要
- ・海外旅行会社へのセールス活動の実施概要
- ・セールス活動を行った各事業者の商談結果、セールス活動後の状況等
- ・独自活動事業費の支援内容、金額等
- ・その他、県が必要と認めるもの

### 6 守秘義務および個人情報の取扱い

- ・本業務の実施にて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

### 7 その他留意事項等

- ・本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、福井県と十分な調整を行うこと。
- ・本業務を遂行するため、福井県は受託者に対して、業務の進捗状況の報告を求めることができる。
- ・成果品一式の著作権および所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福井県に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、定めるものとする。